

【参考】諸表簿点検票

令和6年度用

校内での点検等にご活用ください

表簿名	番号	点検	点検内容	チェック
指導要録 様式1 「学籍の記録」	1	<input type="checkbox"/>	・情報セキュリティの校内規約を作成し、データ等の管理を厳正に行っている。	
	2	<input type="checkbox"/>	・児童生徒や保護者氏名のふりがな(ひらがなの名前も)、住所(学齢簿通り)、学校名や学校所在地、転入前在籍学校所在地を正確に書いている。 ・氏名及び現住所などを変更した場合は、黒二本線で消して、新氏名あるいは新住所などを記入している。 ・保護者変更は、学齢簿の変更通知により行っている。	
	3	<input type="checkbox"/>	・転入者の記録については、受け入れた段階で転入年月日、前在籍学校の転出年月日を確認の上、記入する。なお、転入年月日については教育委員会(学校)間で事前に確認し、転出先学校から受け入れた日の前日と重複や空白等の生じないように留意する。また、外国から帰国した児童生徒が編入学した場合は、「入学・編入学等」の欄及び「入学前の経歴」の欄の両方に記入する。	
	4	<input type="checkbox"/>	・校長印と担任印は年度末に押印する。(電子化については、「全体27」参照)	
指導要録 様式2 「指導に関する記録」	5	<input type="checkbox"/>	・学習指導要領に対応した参考様式を用いている。	
	6	<input type="checkbox"/>	・「各教科の学習の記録」の学習状況及び評定の記録については観点と評定との関連について校内で共通理解を図っている。 ・授業や単元ごとの評価及び学期・学年末での総括等、記載までの過程を適切に計画し実施している。 ・評定が「1」の場合は、指導歴を「指導上参考となる事項」に記載することが望ましい。	
	7	<input type="checkbox"/>	・「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」の評価と書き方について、校内で共通理解を図っている。	
	8	<input type="checkbox"/>	・3・4年生の外国語活動については3つの観点に照らして、児童の学習状況の顕著な事項について、文章で記述している。	
	9	<input type="checkbox"/>	・不登校児童生徒の学習状況や評定については、家庭での取組も含め、評価の材料となるものの累積に努めるとともに「指導上参考となる事項」に記載している。 ※R1.10.25 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」参照	
	10	<input type="checkbox"/>	・非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の様式2の別記として、特例の授業等の記録について学年ごとに作成している。 ※R3.2.19 文部科学省「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」参照	
出席簿	11	<input type="checkbox"/>	・授業日数については、転出入者以外は学年の授業日数が同一になっている。	
	12	<input type="checkbox"/>	・転出入の扱いについては出席簿在籍欄と指導要録様式1とが整合している(特に4月1日転入者等)。	
	13	<input type="checkbox"/>	・各週及び月累計の「備考欄」の記載について、校内で統一している(欠席事由の表記、日数表記、忌引きの扱い等、「かぜ」「風邪」等の表記を校内で統一)。	
	14	<input type="checkbox"/>	・「氏名欄」の表記と指導要録様式1「氏名欄」とが整合している(旧字体、異体字等)。	
	15	<input type="checkbox"/>	・学級数の在籍数は、その月始めの在籍数を記載している。	
	16	<input type="checkbox"/>	・祝日の振替は、「振替休日」ではなく「休日」と記載している。	
健康診断票	17	<input type="checkbox"/>	・「国民の祝日・休日」については、現在制定されている「国民の祝日に関する法律」の規定をもとに記入している。	
	18	<input type="checkbox"/>	・「事後措置」の欄に連絡を必要とする疾病等があった場合のみ記入している。	
	19	<input type="checkbox"/>	・未検査の場合でも、未検査であることを校医が確認した証として、日付が記載されている。	
	20	<input type="checkbox"/>	・前年度の数値に誤記入があった場合は、備考欄に「前年度誤記入あり」などと記入し本年度の欄に正確な測定値を記入している。	
全体	21	<input type="checkbox"/>	・「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第12条の規定によって市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師(以下「担当医師等」)が必要と認める所見及び当該担当医師等の氏名を記入する。(押印を省略することが可能) ※R2.11.13 文部科学省「学校保健安全法施行規則の一部改正について」参照	
	22	<input type="checkbox"/>	・児童生徒の個人情報の管理を徹底している。	
	23	<input type="checkbox"/>	・諸表簿については校内の点検・整備体制を構築し、適切な時期に点検整備を行っている(点検後の修正等も確実に行われている)。	
	24	<input type="checkbox"/>	・公簿の訂正は、紙片の添付や修正液の使用はせず、訂正印を用いている。	
	25	<input type="checkbox"/>	・電子化に伴い、入力したデータ等が原本と相違ないことを確実に確認している。	
	26	<input type="checkbox"/>	・電子化に伴い、押印を省略して指導要録等を電子的に作成・送付・保存する場合は、従来の押印により担保されてきた校長の関与等、適正かつ組織的な手順を担保している(市町村教育委員会の指導による)。 ※H24.3.29 文部科学省「表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について」参照	
	27	<input type="checkbox"/>	・校長、学級担任者の押印については、電子署名等、文書の真正性を担保する手段を講じることで省略可能。 ※R6. 2.2 義号外「小学校・中学校・特別支援学校指導要録の手引きの更新について(通知)」参照	

【参考】 特別支援学級、通級による指導の教育課程編成と指導要録記入の留意点

1 特別支援学級共通の留意点	
◆	様式2については、障害種別に合致した様式を使用する。
<input type="checkbox"/>	・知的障害がない場合は、[視覚障害者、聴覚障害者又は病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校]の様式2を使用する。(通常の学級のものにはない「自立活動の記録」の欄が裏面中段にある。)
<input type="checkbox"/>	・知的障害がある場合は、[知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校]の様式2を使用する。
参考	<p style="text-align: center;">特別支援学級児童生徒の教育課程の考え方</p> <p>〈知的障害のない場合〉</p> <p>① 当該学年の各教科、道徳科、外国語活動(小)、総合的な学習の時間、特別活動 + 自立活動(注1)</p> <p>② 児童の実態等から①が難しい場合 下学年の各教科、道徳科、外国語活動(小)、総合的な学習の時間、特別活動 + 自立活動</p> <p>〈知的障害がある場合〉</p> <p>① 当該学年の各教科、道徳科、外国語活動(小)、総合的な学習の時間、特別活動 + 自立活動(注1)</p> <p>② 児童の実態等から①が難しい場合 下学年の各教科、道徳科、外国語活動(小)、総合的な学習の時間、特別活動 + 自立活動</p> <p>③ 児童の実態等から②が難しい場合(注2) 知的障害者を教育する特別支援学校の各教科(注3)、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動+自立活動</p> <p>(注1) 「特別の教育課程」を編成する特別支援学級では、自立活動を取り入れることになっている。</p> <p>(注2) 知的障害特別支援学級在籍児童生徒、知的障害を合わせ有する児童生徒に対しては、知的障害者を教育する特別支援学校で行われている各教科等を合わせた指導(「生活単元学習」、「作業学習」等)を行うことができる。</p> <p>(注3) 知的障害者を教育する特別支援学校の各教科 (小学部)生活(小学校の生活科とは異なる教科)、国語、算数、音楽、図画工作、体育 (中学部)国語、社会、数学、理科、美術、保健体育、職業・家庭、外国語(必要に応じて加えることが可)</p>
◆	様式2の「入学時の障害の状態」の欄を記入する。
<input type="checkbox"/>	・「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」(宮城県教育委員会)では、在籍している学級の障害名を初めに記載している。(例えば知的障害特別支援学級在籍生徒であれば知的障害、難聴特別支援学級在籍生徒であれば聴覚障害)ただし、自閉症・情緒障害特別支援学級については、「自閉症」、「場面緘黙」等と診断名等を記載してよい。
2 特別支援学級 ～知的障害がない児童生徒の場合の留意点～	
◆	知的障害がない場合は、上記(参考)〈知的障害のない場合〉に基づいた教育課程を編成する。
<input type="checkbox"/>	・知的障害のない場合、各教科等を合わせた指導(生活単元学習、作業学習等)はできない。
<input type="checkbox"/>	・小学校の特別支援学級に在籍する児童で知的障害がない場合、道徳、特別活動、総合的な学習の時間(小3年生以上)、外国語活動(小3年生以上)を履修しなければならない。道徳や総合の評価も所定の欄に記入する。
<input type="checkbox"/>	・様式2にある自立活動の欄に指導の目標や内容、成果等を記入する。 教科等の中で自立活動を行っている場合も個別の指導計画や年間指導計画を踏まえて自立活動を実施していることとなり自立活動の記録については、記入しなければならない。ただし、自立活動については、3観点での記載をしなくてよい。
<input type="checkbox"/>	・履修した教科(当該学年あるいは下学年対応の)の評価を記入する。 一部の教科で「下学年対応」を行った場合。行った教科の評価を記入、欄外に「別紙参照」等の記載をし、総合所見欄に「算数は、○学年の内容の評価である」等の記述をし、指導した内容等を別紙で添付する。
3 特別支援学級 ～知的障害がある児童生徒の場合の留意点～	
◆	上記(参考)〈知的障害のある場合〉に基づき教育課程を編成する。
<input type="checkbox"/>	・知的障害のある児童生徒には、その学習上の特性から各教科等を合わせて指導ができる。ただし、「総合的な学習の時間」は合わせることができない。
<input type="checkbox"/>	・総合的な学習の時間は、基本的に小学校3年生以上であれば履修することになるので注意する。 総合的な学習の時間の記録は、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。

□	・知的障害のある児童生徒の場合[知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校]の様式2を使用する。
□	・時間割上に道徳の時間を位置付けているおらず、各教科等を合わせた指導の中で道徳の指導を行っている場合も道徳の評価については記載する。 特別支援学校学習指導要領解説の「2 指導内容の重点化(小学部)(中学部)」を参考にする。
□	・知的障害のある児童生徒の場合[知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校]の様式2に3観点(通常の学級と観点は同じ)に沿って文章で記入する。 各教科等を合わせて指導を行う場合においても、「各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価をすることが必要」と学習指導要領解説に明記されていることから、各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえて評価を行う。 従来から行われている「遊びの指導」、「生活単元学習」、「日常生活の指導」、「作業学習」は教科名ではなく指導の形態であることに留意する必要がある。
参考	知的障害のある児童生徒の要録の記入については、「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」では以下のような書き方の例が示されている。
	【教科別の指導を行っている場合】 (小) 様式2の記入欄の左端の教科「生活」は特別支援学校小学部の教科名である。小学校特学で3年生以上で「理科」「社会」「家庭」を履修している場合は「生活」の欄に記入する。また、「総合的な学習の時間」や「外国語」については、総合所見の欄に記入する。 総合的な学習の時間は、基本的に3年生以上であれば履修することになっているので注意する。 「道徳」の評価は時間の指導を行っておらず、各教科等を合わせた指導で行っている場合についても必ず記入する。 ※「理科」「社会」「家庭」は「生活」の欄に記入 (中) 様式2にある「職業・家庭」は特別支援学校中学部の教科名である。「技術・家庭」を履修している場合はこの欄に「技術・家庭」と書き評価を記入する。「外国語」については、「その他」欄に記入する。 ※「技術・家庭」は「職業・家庭」の欄に記入
	【各教科等を合わせた指導による評価をする場合 A】～教科ごとに分けて記載する場合～ 各教科等を合わせた指導で扱った教科についても教科の欄に記入する。(日常生活の指導)や(生活単元学習)で数や量を扱った場合は、算数の欄に3観点に沿って文章で評価を記入し、文末に(日常生活の指導)(生活単元学習)と記入する。「生活」「図工」「音楽」の内容を各教科等合わせた指導である生活単元学習で扱った場合は、それぞれの教科の欄に、指導内容、実現状況を等を簡条書き等により文章で端的に記述し、文末に(生活単元学習)と記述する。 ※教科別の指導と各教科等を合わせた指導の時間を両方を設定している学級では、この書き方が参考となる。
	【各教科等を合わせた指導ごとに評価をする場合 B】～指導の形態ごとに記載する場合～ 各教科等合わせた指導の形態ごとに記述する場合、左端の教科名とは関係なく、指導の形態ごとに記入する。 (日常生活の指導)と文頭に記入し、学習指導要領の示す各教科等の目標・内容に照らし、各教科等の評価の観点を踏まえ、個別の指導計画等で具体的に定めた指導内容、実現状況を簡条書き等により文章で記入する。(日常生活の指導)で扱った教科が「生活」「国語」「算数」であれば、「生活」「国語」「算数」の教科の評価の観点を踏まえて文章で記入する。 ※時間割を帯で「日常生活の指導」「生活単元学習」等とし、概ね各教科等を合わせた指導で教育課程を編成している学級では、この書き方が参考となる。
4 通級による指導の留意点	
◆	単なる教科の遅れを補充する指導にならないようにする。
参考	「通級による指導とは、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導とされています。なお、特に必要があるときには、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとされています。ただし、この場合もあくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要であり、 <u>単なる教科の遅れを補充する指導とならないようにしなければなりません。</u> 」 改訂第3版「障害に応じた通級による指導の手引き」解説とQ&A 文部科学省著作
□	指導要録の記載に関しては、様式2(指導に関する記録)の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。 通級による指導を受けている児童生徒の指導内容については、個別の指導計画の写しをもって替えることが可能としているが、この場合も「〇〇小学校〇〇教室にて〇月から〇月まで週〇回、計〇回指導を受ける」といった事項は同欄に記載しておく必要がある。

※ 指導要録の整備は学校設置者である市町村教育委員会の所管であり、市町村で別の書き方を推奨しているのであればそちらに沿った書き方をすることとなるので留意する必要がある。